

友だち増えて所得もアップ

「周ちゃん広場」に出荷しませんか

『周ちゃん広場』に出荷するためには・・・

①出荷者本人がJA周桑の組合員(正・准問わず)であり、JA管内に在住であること。

②JA周桑の通帳(本人名義で、住所がある地域の支所で作製)

* 後日、上記口座より入会金3,000円と年会費2,000円を頂きます。

③農産物を栽培する畑の住所・面積が分かるもの。

JA周桑の支所で組合員となり、通帳・通帳印、栽培する農地の住所と面積が分かるものを用意し、「周ちゃん広場」の事務所までお越しください。

※その他、詳しいことについては、周ちゃん広場事務所で説明いたします。

農産物(野菜・果物)の



出荷までに用意するもの

①入会時にお渡しする園地台帳

(台帳の登録には4日程度必要です)

②出荷予定の農産物栽培履歴

(消毒などの防除履歴)

加工品(惣菜・漬け物など)の

出荷までに用意するもの

①各種営業許可書

(西条保険所の許可)

②PL保険の写し

* 漬け物は、保健所への届け出が必要です。(事務所で相談してください。)

* 加工品を出荷される方は、毎月の検便検査(450円)が必要です。

周ちゃん広場のルール

①農産物は毎日引取り、加工品は消費・賞味期限内としています。

(営業時間内の引取りは禁止です。)

②栽培履歴の提出、検便検査の未実施の場合、該当品目の出荷は出来ません。

* 詳しくは「周ちゃん広場」(76-2022)までお問い合わせください。